第７章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制と評価・管理

計画の推進にあたっては、福祉部社会福祉課が主体となり、関係機関・団体、市民などと連携を図りながら、総合的・効果的に取り組んでいきます。

また、学識経験者、障害者団体、障害福祉サービス事業者、地域の福祉関係者、行政職員等で構成する「加東市障害者支援地域協議会」において、本計画並びに障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進について定期的に評価・検証を行うとともに、必要に応じて見直し・修正を行います。

２　連携・協力の推進

障害福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたることから、庁内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を推進し、障害者のニーズに的確に対応できる福祉サービス提供体制の実現に向けて取り組みます。

３　地域での支援体制の充実

地域づくり、まちづくりにとって重要なことは、他人を思いやり、互いに支え助け合おうとする精神であり、それを支えていくのは、その地域に暮らすすべての住民です。

日頃から家庭や地域において声かけやあいさつ、地域行事や地域での福祉活動などへの住民の参加・参画を促進するとともに、民生委員・児童委員など地域の福祉団体・関係機関との連携のもと、見守りをはじめ、災害時の要援護者に対する支援体制の整備など、地域での助け合い・支え合いに基づく取組みの充実を図ります。

４　制度の円滑な実施とサービスの質の確保

（１）サービス利用援助の充実

障害者が日常生活におけるさまざまな問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、各種の制度を障害者が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供体制の充実を図ります。

（２）サービスの質の確保

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の各サービスを提供する事業者に対して、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう指導・監督を行い、サービスの質の向上を図ります。

障害福祉サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障害児支援サービス等）を実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、事業所連絡会を活用し、県が実施する養成研修への受講促進などを事業者に働きかけます。

障害支援区分や支給決定が適正に実施されるよう、認定調査の聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会での情報提供や意見交換を慎重に行います。さらに、障害者一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業者が行う相談支援事業の充実に努めます。

（３）利用者負担の軽減策

障害者が安心して福祉サービスを利用できるよう、国の利用者負担軽減対策を踏まえつつ、市独自の低所得のサービス利用者に対する負担額の軽減措置に取り組みます。

（４）障害者の尊厳の保持と権利擁護の推進

平成 18 年 12 月に採択された「国連障害者の権利条約」（以下、「権利条約」という。）は、 障害のある人の基本的人権の促進・保護、並びに固有の尊厳の尊重の促進を目的とする国際的原則です。わが国は、障害者基本法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成 28 年４月１日施行）の成立に伴い、平成 23 年 12 月に国会の承認を経て、権利条約を批准しました。

権利条約及び障害者差別解消法の趣旨や意義等について、住民に周知を図り、障害のある人もない人も等しく個人の尊厳が尊重される地域づくりを図ります。

障害者の地域での自立生活を支えるため、県や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、財産の保全管理や各種申請など、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事

業の推進を図ります。また、障害福祉サービス等全般に関する苦情に円滑に対応していくため、苦情解決の仕組みを整備するとともに、周知に努めます。

一方、平成 23 年（2011 年）６月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、障害者の虐待防止のための取組みを推進するとともに、市民をはじめ、地域の様々な関係団体・機関との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応を図るためのネットワークの形成を図ります。